

## アフリカ人権委員会における国際人権規範適用の一側面

ー外国人の処遇に関する個人通報事案（グッド対ボツワナ事件）を中心にー

戸田 修司

岡山理科大学獣医学部獣医保健看護学科

(2023年9月15日受付、2023年11月20日受理)

- I はじめに：問題の焦点
- II アフリカ人権委員会の機能
  - 1 促進的機能：人及び人民の権利の促進と保護
  - 2 準司法的機能：アフリカ人権憲章の解釈
    - (1) 解釈及び立法の権限
    - (2) 適用すべき原則（第 60 条及び第 61 条）
      - (a) 第 60 条：「から示唆を受ける（draw inspiration from）」
      - (b) 第 61 条：法原則を決定する補助的手段
      - (c) 解釈の法的性質
- III 個人通報事案の検討ーグッド対ボツワナ事件（2010 年）ー
  - 1 本件通報の概要と受理可能性について
    - (1) 通報の概要（事実と争点）
    - (2) 受理可能性の決定
  - 2 本案におけるアフリカ人権委員会の決定ー国際的及び地域的人権規範及び実行の援用を中心にー
    - (1) 権限ある国家機関に訴える権利（第 7 条 1 項 (a)）
    - (2) 情報を受ける権利、表現の権利（第 9 条）
      - (a) 情報を受ける権利
      - (b) 自己の意見を表明しかつ広める権利
    - (3) 無差別の原則（第 2 条）
    - (4) 締約国の義務（第 1 条）
    - (5) 委員会の最終決定
- IV むすびに：評価と示唆ー多様性のある人権へー

### I はじめに：問題の焦点

本稿は、アフリカ人権保障制度の中で国際的又は地域的な人権規範及び実行がどのように取り込まれているのかという観点から、アフリカ人権委員会<sup>1</sup>の個人通報事案における取り組みを明らかにし、その意義について検討するものである。

アフリカの人権保障制度の基礎となるアフリカ人権憲章<sup>2</sup>には、ヨーロッパやアメリカの人権条約には見られない特徴がある。具体的には、権利主体として個人だけでなく「人民」を含む自決権、富及び天然資源の

処分権や発展の権利等を定め、また個人の権利だけでなく「義務」についても詳細に規定している。この背景には、人は集団と切り離すことができない存在であって、個人の権利は共同体の権利によってのみ正当化されるというアフリカ独自の考え方があるように思われる<sup>3</sup>。このことは、憲章の前文において、人及び人民の権利の概念に関する諸国の考え方に影響を与え、それを特徴づける諸国の歴史的伝統の美点やアフリカ文明の価値を考慮に入れること（第 5 段落）が謳われていることから確認できる。

しかしながら、このように集団もしくは共同体を重

<sup>1</sup> 正式には、人及び人民の権利に関するアフリカ委員会（以下、アフリカ人権委員会又は委員会）

<sup>2</sup> 正式には、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（以下、アフリカ人権憲章又は憲章）

<sup>3</sup> 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』（岩波書店、1988 年）198 頁。またこの点について、ベネデックは憲章の特徴を「人権に対するアフリカの共同体志向アプローチ（the African community-oriented approach）」と説明している。Wolfgang Benedek, “Peoples’ Rights and Individuals Duties as Special Features of The African

Charter on Human Rights,” in Philip Kunig, Wolfgang Benedek, Costa R. Mahalu (eds.), *Regional Protection on Human Rights by International Law: The Emerging African System* (Nomos Verlagsgesellschaft, 1985), pp. 62-64, 85. また、拙稿「アフリカ人権憲章における個人の義務ー国際人権法上の義務的側面」柳原正治、森川幸一、兼原敦子、濱田太郎編『国際法秩序とグローバル経済ー間宮勇先生追悼』（信山社、2021 年）203-204 頁を参照。

視するアプローチは、必然的に個人の人権が十分に保障されないのではないかという懸念を生じさせる。一般的に、国際社会において構築されてきた普遍的な人権規範やその実施は、個人の尊重を基礎としている。実際に、アフリカ人権憲章の各規定も、権利主体として「全ての個人(every individual)」と明記しており、普遍的な人権の基礎である個人の権利を保障する内容となっている。このことから、アフリカ人権保障制度に関して次のような問題が浮かび上がってくる。それは、アフリカに特有の集団もしくは共同体を重視するアプローチと個人を基礎とする普遍的な人権とのバランスをどのように取っているのかという問題である。

一見、人権の普遍性と地域的特殊性は対立するものであるように思われる。しかし、この両者の立場は決して両立しないものではない。昨今あらゆる分野で強調される「多様性」<sup>4</sup>を国際人権法の分野（特に人権保護の実施）に取り込むという観点から、両者の立場を調和させようとする試みには重要な意義があると考えられる。両者を両立させ個人の権利を十分に保障するためにどのような方法が取られているのかを明らかにするには、人権保障を実施する具体的なプロセスに焦点をあてる必要がある。アフリカ人権憲章に基づく人権保障の実施において、最も重要な任務を負う機関はアフリカ人権委員会である（第45条）。そして、個人の権利侵害に関する訴えを審理する手段として、憲章にはいわゆる個人通報制度がある（第55条～59条）。

以上の問題意識から、本稿では、アフリカ人権委員会が対処した個人通報事案の審理内容を取り上げ、アフリカの人権保障制度における人権実施の方法を考察する。具体的には、まず前提としてアフリカ人権委員会の機能（任務）について確認することから始める。次に、具体的に外国人の処遇に関する個人通報事案（グッド対ボツワナ事件、2010年）<sup>5</sup>を事例として取り上げ、その中で示された委員会の判断プロセスについて考察する。

## II アフリカ人権委員会の機能

アフリカの人権保障制度において、アフリカ人権委員会は、人権保障を確保するための最も中心的な機関と位置づけられる。このことは、憲章の第30条におい

て、「アフリカにおいて人及び人民の権利を促進し、かつ、その保護を確保するために、アフリカ統一機構内に人及び人民の権利に関するアフリカ委員会を設置する」と規定されていることから明白である。バーゲンソル（T. Buergenthal）によれば、この委員会は大きく2つの機能を持つことが指摘される。すなわち、人及び人民の権利を促進する機能と準司法的な機能である<sup>6</sup>。とりわけ、準司法的機能は、憲章の解釈に関わるものであり、地域的人権規範と普遍的な人権基準との整合性をどのように保つかという観点から重要な意義がある。実際に、委員会は、憲章に規定された諸権利を促進し、保護し、さらに解釈するための様々な制度や手段、実行を発展させてきた。ここでは、本稿で検討する問題の前提として、まずこの2つの機能の具体的な内容を確認することとする。

### 1 促進的機能：人及び人民の権利の促進と保護

まず、委員会の促進的機能についてであるが、これには極めて広範な内容が含まれる。委員会の任務の中心にあるのは、人及び人民の権利の促進と保護である。この点について、憲章の第45条1項(a)は、「人及び人民の権利の分野におけるアフリカの問題に関する資料を収集し、研究及び調査を行うこと、セミナー、シンポジウム及び会議を開催すること、情報を広めること、人及び人民の権利に関わる国家及び地方の機関を援助すること、並びに問題が生じた場合に政府に対して意見を述べ又は勧告を行うこと」を規定し、その内容の詳細を示している。このように、委員会には、アフリカの人々の人権意識を高める種々の活動だけでなく、政府に対して意見を述べ勧告を行うことができる権限も与えられている。

一方、第45条2項では、「この憲章によって定められた条件の下で、人及び人民の権利の保護を確保すること」が定められており、保護的任務についても明示している。具体的には、第55条の「締約国による通報以外の通報」、いわゆる個人通報制度があり、この通報は「委員の単純多数により検討が決定された場合、委員会によって検討される」（55条2項）。また、国からの通報として、第49条において「第47条の規定にかかわらず、この憲章の締約国は、他の締約国が憲章の規定に違反したと認める場合には、委員会、アフリカ

<sup>4</sup> 人権における多様性の意義については、第IV章のハナム（H. Hannum）の見解を参照。

<sup>5</sup> 通報番号313/05、ケネス・グッド対ボツワナ、アフリカ人権委員会（ACHPR）、2010年。Communication 313/05, Kenneth Good v. Botswana (2010) African Human Rights Law Reports[AHRLR] 43 (ACHPR 2010). 詳細については、本稿第三章を参照。

<sup>6</sup> Thomas Buergenthal, Dinah Shelton, David P. Stewart, Carlos M. Vázquez (eds.), *International Human Rights in a nutshell* 5<sup>th</sup> (West Academic Publishing, 2017), pp. 374-375. また、西立野園子「アフリカの人権保障システム—発展と課題」芹田健太郎他編『国際人権法の国際的実施—国際人権法学会20周年記念』（信山社、2011年）340頁を参照。

統一機構の事務総長及び関係国に通報することによって、当該事案を直接委員会に付託することができる」としている<sup>7</sup>。その他、第 62 条で「各締約国は、この憲章が効力を生ずる時から 2 年ごとに、この憲章によって認められ保障された権利及び自由を実現するためにとった立法その他の措置に関する報告を提出することを約束する」とし、各締約国に報告義務を課しており、この報告は委員会によって審査される<sup>8</sup>。さらに、憲章上の明文規定はないものの、委員会の実行において発展してきたものとして、特別報告者や作業部会を含む特別機構があり<sup>9</sup>、国家への現地訪問も実施されている<sup>10</sup>。

## 2 準司法的機能：アフリカ人権憲章の解釈

### (1) 解釈及び立法の権限

準司法的機能には、憲章を解釈する権限と人権侵害の中立てに関する紛争の裁定に憲章を適用できる権限が含まれるとされる<sup>11</sup>。解釈権限については、委員会の任務として、第 45 条 3 項で「締約国、アフリカ統一機構の機関又はアフリカ統一機構によって認められたアフリカ機構の要請により、この憲章のすべての規定を解釈すること」（傍点著者）を明記している<sup>12</sup>。ただし、憲章の規定を解釈し紛争に適用するという側面だけでなく、第 45 条 1 項(b)において「アフリカ政府が立法の基礎にしようとして、人及び人民の権利並びに基本的自由に関する法律問題を解決することを目的とした原則及び規則を定めかつ規定すること」（傍点著者）が示されているように、委員会の任務には準立法的側面もあると言える。実際に、委員会は、立法草案を準備し

また紛争に法的解決を提案することや、法典化や解釈を通じて人権基準を策定することが容認されるとみなされている<sup>13</sup>。

### (2) 適用すべき原則（第 60 条及び第 61 条）

それでは、委員会がその任務として憲章を解釈し適用する際に、具体的にどのような基準に基づき判断を下すのだろうか。この点については、「適用すべき原則」と題する憲章の第 4 章に明記されている。

(a) 第 60 条：「から示唆を受ける（draw inspiration from）」<sup>14</sup>

まず、第 60 条は、「人及び人民の権利に関する国際法、特に、人及び人民の権利に関する各種のアフリカの文書、国際連合憲章、アフリカ統一機構憲章、世界人権宣言、人及び人民の権利の分野において国際連合及びアフリカ諸国によって採択されたその他の文書、並びにこの憲章の当事国が加盟国である国際連合の専門機関において採択された各種の文書の規定から示唆を受ける（draw inspiration from）」と規定し、判断の根拠となる基準を具体的に列挙している。この条文は、一般的に「人及び人民の権利に関する国際法」について示し、加えてこれに該当する文書を具体的に列挙することで内容を限定している。ここで例示されている規範は、どのようなものと言えるのか。端的に言えば、憲章の当事国にとって拘束力のある規則である条約規範と一般国際法上の規範であると言える。オウゲルグースによれば、第 60 条に例示された人権文書は、慣習又は条約によってアフリカ諸国を拘束する国際規範しか含まないとされる<sup>15</sup>。つまり、アフリカ諸国

<sup>7</sup> 第 47 条：この憲章の締約国は、この憲章の他の締約国が憲章の規定に違反したと信ずるに足る十分な理由がある場合には、書面による通告により、その事態について当該国の注意を喚起することができる。この通告は、アフリカ統一機構の事務総長及び委員会の委員長にも送付される。通告が送られた国は、通告を受理した後 3 箇月以内に問合せをした国に対し書面により当該事態を明らかにする説明又は陳述を行う。この文書には、適用され、また適用することができる法律及び手続規則、並びに既に与えられた救済又はとりうる措置に関する関連の情報を、可能な限り含まなければならない。

<sup>8</sup> 1988 年に OAU は、委員会に提出された報告を審査する任務を割り当てた。Buergenthal, *supra* note 6, p.373. Rachel Murray, *The African Charter on Human and Peoples' Rights: A Commentary* (Oxford University Press, 2019), p.794; §62: Recommendation on Periodic Reports, ACHPR/Res. 3R, 28 April 1988, at <https://achpr.au.int/en/adopted-resolutions/3r-recommendation-periodic-reports-achprecom3iii88> [閲覧日：2023 年 9 月 15 日]

<sup>9</sup> 16 機関（2023 年時点）；女性の権利に関する特別報告者（1999）、経済的、社会的及び文化的権利に関する作業部会（2004）、HIV と共に生きる人々（PLHIV）及び HIV の危険に晒され、脆弱で影響を受ける人々の権利の保護に関する委員会（2010）、通報に関する作業部会（2011）など。at <https://achpr.au.int/en/special-mechanisms> [最終閲覧日：2023 年 9 月 15 日]

<sup>10</sup> Murray, *supra* note 8, pp.634-636.

<sup>11</sup> Buergenthal, *supra* note 6, p. 376.

<sup>12</sup> この点について、オウゲルグースは「アフリカ委員会は、アフリカ憲章の解釈を検証する目的で、1981 年に特別に創設された唯一の機関である」と説明している。Fatsah Ouguergouz, *The African Charter on Human and Peoples' Rights: A Comprehensive Agenda for Human Dignity and Sustainable Democracy in Africa* (Martinus Nijhoff Publishers, 03), p. 485.

<sup>13</sup> Buergenthal, *supra* note 6, p. 377.

<sup>14</sup> 条文翻訳は、松井芳郎他編『国際人権条約・宣言集〔第 3 版〕』（東信堂、2005 年）を参考とした。

<sup>15</sup> Ouguergouz, *supra* note 12, pp. 567-568.

が当事国となっている国際条約に規定された当然に拘束力を有する規範や、世界人権宣言のような人及び人民の権利に関する慣習国際法とみなされる規範が含まれる<sup>16</sup>。

他方で、憲章以外の人権文書「から示唆を受ける」ことは、委員会が憲章に明白には存在していない権利を憲章に含意することにつながった<sup>17</sup>。確かに、委員会がそれらの人権文書を利用することは、アフリカ諸国がアフリカ大陸の外側で発展してきた諸規範をある程度所有することができるようにし、またアフリカ諸国間で人権保護の国際的義務の認識を高める点で有益であると考えられる。また、憲章に規定されていない権利について、憲章以外の文書を参照することは、憲章を補完するという点で意義がある。しかしながら、この点については批判的な見解もある。例えば、ヴィルジョーン(F. Viljoen)は、憲章に明記されていない黙示的権利(implied rights)に関する考察の中で、通報事案であるオゴニランド事件<sup>18</sup>における委員会の判断を取り上げて、新たな憲章上の権利を考案する(invent)必要はなかったと指摘した。そして、委員会は、既に憲章に規定された特定の権利に関する広範な解釈に基づいて決定を下すべきである、と結論づけている<sup>19</sup>。これは、憲章に規定されていない権利を、第60条に基づき安易に容認することは人権のインフレ化を招き、引いては委員会そのものの正当性を損なう恐れがあることに注意を喚起するものと言える。

#### (b)第61条：法原則を決定する補助的手段

他方で、第61条は、「委員会は、法の原則を決定するための手段として、アフリカ統一機構の加盟国によって明示的に認められた規則を定めるその他の一般的な又は特別の国際条約、人及び人民の権利に関する国際規範と両立するアフリカの慣行、法として一般的に

認められた慣習、並びに法的先例及び学説も考慮に入れる」と規定している。これは、第60条に規定される主要な手段とは対照的に、法原則を決定する補助的手段を内容とする。この条文は、事実上、国際司法裁判所規程の第38条をモデルにしたものとみなされている<sup>20</sup>。とはいえ、この裁判所規程において言及される条約と慣習法は、必ずしも人及び人民の権利の分野に関係するものではないため、第61条の内容は明らかであるとは言えない。この点について、委員会が、実体に関する規則について他の人権実施機関の実行に明示的に言及してきたことは、この条文の内容を理解する際に有益である<sup>21</sup>。例えば、憲章の第7条1項(d)に関連する公正な裁判について、委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第14条に関する自由権規約委員会の「一般的意見」を援用した<sup>22</sup>。また、国内法に対する国際法の優位性に関して、Legal Resources Foundation 対ザンビアの通報事案の中で、「条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない」とするウィーン条約法条約第27条を示し、加えて米州人権委員会の所見を援用した<sup>23</sup>。さらには、憲章第5条に規定される残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いの禁止について、欧州人権裁判所と欧州人権委員会の所見についても援用している<sup>24</sup>。このことから、第61条に示された内容は、実質的に国連や他の地域的人権機関の実行を広範に含むものであることが伺える。

しかしながら、本条には課題も残る。それは、「人及び人民の権利に関する国際規範と両立するアフリカの慣行」の内容が明らかではない点である。ここで言う「アフリカの慣行」は正確には何を指すのだろうか。委員会は、実行上この点について明確にしておらず、アフリカの優れた慣行を活用するよりもむしろ、アフリカ以外の実行を積極的に取り入れようとしてきたよ

<sup>16</sup> *Ibid.* 具体的には、United Nations General Assembly resolution 2625(XXV), the four Geneva Conventions of 12 August 1949, their two Additional Protocols of 8 June 1977, the two United Nations Human Rights Covenants of 16 December 1966 が列挙されている。

<sup>17</sup> Murray, *supra* note 8, p. 787. 例えば、住居又は避難所への権利、食糧及び水への権利など。

<sup>18</sup> オゴニランド事件の詳細は、申恵丰「社会的及び経済的権利活動センター並びに経済的及び社会的権利センター対ナイジェリアー通報番号一五五／九六に関する決定、アフリカ人権委員会」『人権条約の現代的展開』（信山社、2009年）103-123頁を参照。

<sup>19</sup> Frans Viljoen, *International Human Rights Law in Africa* (Oxford University Press, 2007), pp. 347-348. ヴィルジョーンの見解では、オゴニランド事件でアフリカ（人権）委員会が行なった「黙示的権利」への飛躍は過剰であり、既存の権利枠組における欠缺が実際に確

証された場合にのみ欠如した権利の探求に着手すべきであるという。また、オゴニランド事件以降、アフリカ（人権）委員会がいかなる事案においてもこのような黙示的権利の原則に依拠する必要はないと判断したこと、を指摘している。

<sup>20</sup> Ouguergouz, *supra* note 12, p. 568.

<sup>21</sup> *Ibid.*, pp. 568-569.

<sup>22</sup> Communication 224/98, Media Rights Agenda v. Nigeria, (2000) AHRLR 262 (ACHPR 2000), para. 65. at [https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr\\_2000.pdf](https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr_2000.pdf) [最終閲覧日：2023年9月15日]

<sup>23</sup> Communication 211/98, Legal Resources Foundation v. Zambia, (2001) AHRLR 84 (ACHPR 2001), para. 59. at [https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr\\_2001.pdf](https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr_2001.pdf) [最終閲覧日：2023年9月15日]

<sup>24</sup> Communication 225/98, Huri-Laws v. Nigeria, (2000) AHRLR 273 (ACHPR 2000), para. 41. [at *supra* note 22]

うに思われる<sup>25</sup>。

### (c) 解釈の法的性質

憲章の第 60 条と第 61 条は、委員会が任務を果たすうえで国際人権法の他の淵源から示唆を受けることを認めるが、委員会に他の国際人権条約の適用や実施を監視する権限を与えてはいない<sup>26</sup>。そのため、委員会の権限は、憲章の規定から生じる通報の被告国が負う責任の決定に限定される。この点について、オウゲルグースは、締約国、アフリカ統一機構（OAU）の機関又は OAU が認めるアフリカの組織の要請によりなされる憲章の解釈が有する法的価値 [第 45 条 3 項] は、勧告を超えるべきではないと述べる<sup>27</sup>。この見解は、憲章の第 52 条や第 53 条を根拠としている。つまり、憲章の起草者は委員会に司法的又は準司法的権限を付与することを望まなかったのであり、委員会の人権保護活動を公表しない報告の作成に限定しているとみなす。しかし、委員会が通報を審議する際に、実体規則や手続規則に関する解釈が有する法的価値については全く別の問題であると、オウゲルグースは指摘する<sup>28</sup>。こうした解釈は、実際には加盟国による実施の監視と切り離すことができないため、関係国に対して対抗できる解釈であると考えられる。したがって、委員会が行う憲章規定の解釈のうち、少なくとも通報に関するものは勧告以上の法的価値がある、と言えらる。

### III 個人通報事案の検討 - グッド対ボツワナ事件 (2010 年) -

委員会は、これまで個人通報<sup>29</sup>に対処する中で、実際に憲章以外の国際的及び地域的人権文書(条約、宣言、判決など)を援用している。この章ではその 1 つの例として、外国人(移民)の処遇に関わるグッド対ボツワナ事件(通報番号 313/05、アフリカ人権委員会(ACHPR)、2010 年)<sup>30</sup>を取り上げる。本件は、政治的意見の表明を理由に長期在留に関する司法上の監督なくなされた国外追放について、憲章において保障される

複数の権利侵害が訴えられた通報事案である。ここでは、委員会が憲章を解釈する際に、他の国際的及び地域的文書をどのように取り入れているのかという点に焦点を当て、その判断プロセスを考察することとする。

#### 1 本件通報の概要と受理可能性について

##### (1) 通報の概要(事実と争点)<sup>31</sup>

本件は、ボツワナ大学で教鞭をとるオーストラリア国籍のケネス・グッド氏が、大統領によりボツワナにとって好ましがらざる居住者又は訪問者であると宣言され、2005 年 5 月 31 日に南アフリカへ国外追放されたことに対して、アフリカ人権憲章において保護される諸権利が侵害されたことを訴えた事案である。被害者であるグッド氏のために、Interights、Anton Katz 及び Max du Pressis (原告)によって、ボツワナ共和国(被告国)に対して訴状が提出された。原告によれば、グッド氏はボツワナ大学の政治学教授であり、ボツワナ政府を批判しアフリカの大統領継承の悪い例であると結論づけた論文<sup>32</sup>を共同執筆したが、その後ボツワナ移民法第 7 節(f)<sup>33</sup>に基づく大統領による宣言が出され、国外へ追放された。その際、グッド氏には、この大統領による宣言の理由について示されず、またそれに対して異議を唱えるいかなる機会も与えられなかった。原告は、被告国が、アフリカ人権憲章の第 1 条(締約国の義務)、2 条(無差別の原則)、7 条 1 項(a)(権限ある国家機関に訴える権利)、9 条(表現の権利)、12 条 4 項(追放からの自由)及び 18 条(家族の権利)に違反する、と主張した<sup>34</sup>。最終的に、原告と被告国は、2009 年 12 月 7 日の書簡及び口上書によって、委員会が第 47 回常会において本通報の検討を決定したことを通告された。

##### (2) 受理可能性の決定

委員会は、まず本件の受理可能性を検討する前に、被告国から提起された本委員会の存在とその権限に関する異議について取り組んだ。被告国は、アフリカ人権委員会は OAU (アフリカ統一機構) と共に消滅した

<sup>25</sup> Murray, *supra* note 8, pp. 792-793

<sup>26</sup> *Ibid.*, p. 788.

<sup>27</sup> Ouguergouz, *supra* note 12, pp. 569-570

<sup>28</sup> *Ibid.*, p. 570.

<sup>29</sup> アフリカ人権憲章では、「その他の通報 (Other Communications)」という表題の下、憲章の締約国による通報以外の通報について第 55 条から 59 条までを規定しているが、いわゆる個人通報制度のことを指す。

<sup>30</sup> Communication 313/05, Kenneth Good v. Botswana (2010) AHRLR 43 (ACHPR 2010). at [https://www.chr.up.](https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr_2010.pdf)

[ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr\\_2010.pdf](https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr_2010.pdf) [最終閲覧日: 2023 年 9 月 15 日]

<sup>31</sup> *Ibid.*, paras. 1-46.

<sup>32</sup> 'Presidential succession in Botswana: no model for Africa', *ibid.*, para. 123.

<sup>33</sup> 「大統領が信頼できるとみなす発信元から受けた情報の結果として、大統領によりボツワナにとって好ましがらざる居住者又は訪問者であると宣言されるいかなる人物も、入国を禁止される移民となる。」*Ibid.*, para. 167.

<sup>34</sup> *Ibid.*, para. 9.

と主張した<sup>35</sup>。その理由として、委員会が OAU の内部に設置されていること、また OAU が 2001 年 7 月に消滅したこと、さらに OAU を引き継いだ AU (アフリカ連合) 設立規約に委員会の職務継続に関する規定が策定されていないことを提示した<sup>36</sup>。この点について、委員会は、憲章第 30 条、つまり「アフリカにおいて人及び人民の権利を促進し、かつ、その保護を確保するために、アフリカ統一機構の内に人及び人民の権利に関するアフリカ委員会を設置する」ことを確認した。これにより、本委員会は憲章によって設立されたものであり、本憲章以外の条約の終了が委員会の存在に影響を及ぼすことはない、という見解を示した<sup>37</sup>。さらに、AU の国家元首及び政府の長が、2002 年にダーバンで開催された第 1 回常会において、OAU がこれまで委員会に対して負っていた義務を引き継ぐことを承認したこと、また AU 総会が同様の決定を行なったことを付け加えた<sup>38</sup>。結果として、委員会は、OAU 憲章の終了及びその後の OAU 解散は本委員会の存在に影響を与えない、と結論づけた<sup>39</sup>。

また、被告国は、本件通報は移民問題に関係するものであり、その責任を有するのは執行理事会であると主張した<sup>40</sup>。これに対して、委員会は、憲章とアフリカ

連合設立規約に規定がないことを認めたが、憲章の第 45 条<sup>41</sup>と第 12 条<sup>42</sup>を根拠に移民問題に関する管轄権を有する、と結論づけた<sup>43</sup>。委員会の任務は、移民政策及びその実行が諸権利を侵害しないことを確認することであり、憲章に規定された諸権利を促進し保護するための国際的な準司法制度である。他方で、執行理事会は、国籍、居住及び移民問題を含め加盟国が共通して関心を有する分野において、政策を調整し決定を下す政治機関である。そのため、アフリカ連合設立規約第 13 条 1 項(j)の「国籍、居住及び移民に関する事項」に基づく理事会の任務とは重ならないという見解を示した<sup>44</sup>。

以上から、委員会は、本委員会の存在とその権限について肯定した。そのうえで、本件通報の受理可能性について原告と被告国双方の主張を検討し、最終的に受理できるという決定を下した<sup>45</sup>。

憲章第 55 条に従い委員会に提出された通報の受理可能性は、憲章第 56 条の要件<sup>46</sup>に照らして判断される。委員会は、まず本件の通報が憲章規定の明白な違反を立証しようとするものであり、アフリカ連合設立規約とこの憲章の双方が両立するという見解を示した<sup>47</sup>。また、ボツワナの政府及びその制度又はアフリカ連合

<sup>35</sup> *Ibid.*, para. 54.

<sup>36</sup> *Ibid.*, paras. 53-54. さらに、AU の機関を列挙する AU 設立規約第 5 条においてアフリカ人権委員会が明記されていない点や、第 9 条 1 項(d)に基づく権限を用いていない点についても指摘する。

<sup>37</sup> *Ibid.*, para. 75.

<sup>38</sup> *Ibid.*, para. 76. 具体的に、AU 総会は「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会並びに児童の権利及び福祉に関するアフリカ専門委員会は、これ以降アフリカ連合の枠内で活動しなければならない」(傍点著者)としている。Decision on the interim period, Ass/AU/Dec.1(I), para. 2(xi). at <https://archives.au.int/handle/123456789/856> [最終閲覧日: 2023 年 9 月 15 日]

<sup>39</sup> *Ibid.*, para. 79.

<sup>40</sup> *Ibid.*, para. 56. アフリカ連合設立規約第 13 条を根拠として提示する。

<sup>41</sup> 第 45 条 2 項は、委員会の任務として「(2) この憲章が定める条件の下で人及び人民の権利の保護を確保すること」を規定しており、これは人権の保護任務にあたる。

<sup>42</sup> 第 12 条: (1) 全ての個人は、法律に従うことを条件として、国の領域内における移動及び住居の自由に対する権利を有する。(2) 全ての個人は、自国を含むいずれの国をも離れ、また、自国に戻る権利を有する。この権利は、国の安全、法と秩序、公衆の健康又は道徳のために法律によって定められた制限にのみ服する。(3) 全ての個人は、迫害されたとき、その国の法律及び国際条約に従い他国に庇護を求め、かつ、享受する権利を有する。(4) この憲章の締約国の領域に

合法的に入国を認められた外国人は、法律に従って行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。(5) 外国人の大量追放は、禁止する。大量追放とは、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団に向けられたものをいう。

<sup>43</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, paras. 80-83.

<sup>44</sup> *Ibid.*, para. 84.

<sup>45</sup> *Ibid.*, para. 92.

<sup>46</sup> *Ibid.*, para. 86. アフリカ人権憲章第 56 条: 「委員会によって受理された第 55 条にいう人及び人民の権利に関する通報は、次の場合に検討される。(1) 通報者が匿名を要求した場合にも、通報者が示されていること; (2) アフリカ統一機構憲章又はこの憲章と両立するもの; (3) 関係国及びその機関又はアフリカ統一機構を軽視又は侮辱する用語で書かれていないこと; (4) マスメディアによって広められた情報のみに基づいていないこと; (5) 国内的救済措置が存在する場合には、それを尽くした後に送付されていること。ただし、この手続が不当に遅延していることが明らかな場合は、この限りではない; (6) 国内的救済措置が尽くされた時又は委員会が当該事態を知った時から合理的な期間内に提出されること; (7) 国際連合憲章若しくはアフリカ統一機構憲章の原則又はこの憲章の規定に従って関係国によって解決された問題を扱っていないこと」

<sup>47</sup> *Ibid.*, para. 87.

を軽視又は侮辱する用語のいかなる使用も存在しなかったとする。そして、原告により提出された文書は、本件通報が擬制又はマスコミにより広められた報道に基づくものではないことが十分に証明されるため、第56条4項の要件を満たしていることを認めた<sup>48</sup>。第56条5項は「国内的な救済措置が存在する場合には、それを尽くした後送付されること」を規定する。この点について、委員会は、本項における司法的救済措置には効力がなければならず、さらにその措置は国家の諸機関（公権力）の自由裁量権に従属するものであってはならない、と指摘する<sup>49</sup>。本件通報において、被害者は、国内裁判所に対してボツワナから自身が追放された決定に異議を唱えた。まず、2005年3月7日にボツワナ高等裁判所に対して違憲訴訟を起こしたが却下された。その後、2005年6月7日にボツワナの控訴院（the Court of Appeal）に上訴したが、最終的に棄却された<sup>50</sup>。控訴院はボツワナにおいて最高位の司法機関であり、そこで申立てが棄却されたため、委員会は全ての国内救済措置が尽くされたと判断した。以上より、委員会は、本件通報の受理可能性に関する見解として、第56条の要件を十分に満たすものであるとした<sup>51</sup>。

## 2 本案におけるアフリカ人権委員会の決定 -国際的及び地域的人権規範及び実行の援用を中心に-

本節では、本案で委員会が下した決定について、その判断根拠として特に国際的及び地域的人権規範やその実行を援用している箇所注目しつつ考察を行うこととする。本件通報において、委員会は、国内法であるボツワナ移民法が与える権限を大統領が発動したことで、被告国が被害者を追放したことは憲章に基づき保障される権利、とりわけ原告により申し立てられた第1条（締約国の義務）、2条（無差別の原則）、7条1項(a)（権限ある国家機関に訴える権利）、9条（表現の権利）、12条4項（追放からの自由）及び18条（家族の権利）が保障する権利を侵害するかどうかを決定するよう求められた。

<sup>48</sup> *Ibid.*, para. 88.

<sup>49</sup> *Ibid.*, para. 89.

<sup>50</sup> *Ibid.*, paras. 5-8.

<sup>51</sup> *Ibid.*, para. 92.

<sup>52</sup> *Ibid.*, paras. 161-181.

<sup>53</sup> *Ibid.*, para. 167. ボツワナ移民法は、次のように規定する。

第7節(f)「大統領が信頼できるとみなす発信元から受けた情報の結果として、大統領によりボツワナにとって好ましからざる居住者又は訪問者であると宣言されるいかなる人物も、入国禁止される移民となる。」；第11節6項「第7節(f)に基づく大統領による宣言

### (1) 権限ある国家機関に訴える権利（第7条1項(a)）

<sup>52</sup>

委員会は、被害者をボツワナから追放した大統領の決定が憲章第7条1項(a)に規定される法の適正手続の基本原則に違反したとする原告の主張を検討した。この大統領の決定は、ボツワナ移民法の第7節(f)、11節6項及び36節(a)<sup>53</sup>に基づき、大統領の行為は審査を受けないとする高等裁判所と控訴院双方の判断に依拠したものである。

憲章の第7条1項(a)は、「全ての個人は、自己の主張について審理を受ける権利を有する。これは、現行の条約、法律、規則及び慣習によって認められかつ保障された基本的権利を侵害する行為に対し権限ある国家機関に訴える権利を含む」と規定する。このことから、権利を侵害された者は誰であっても、裁判所を含む適切な国家機関に事案を提訴する権利が与えられる。反対に、憲章の締約国は、その領域及び管轄権内にいる全ての者に対して、いかなる性質の差別も受けることなく司法機関を利用できることを保障する義務を負う。結果として、外国人も、国民と全く同様にこのような審理を受ける権利を享受する資格が与えられる、と示した<sup>54</sup>。

権限ある国家機関によって自己の主張について審理を受ける権利は侵害されたのかという争点について、委員会は次のように示す。この審理を受ける権利は、原告が自己の事案を審理するため権限ある管轄権を有する裁判所を束縛されることなく利用すること、加えてそのような裁判所に問題が提起されることを要求する。そのため、当局が、被害者が権限ある裁判所を利用することを妨げ、もしくは人権侵害の疑いを審理する司法機関の管轄権を剥奪するような障壁を設ける場合は、人権侵害の犠牲者が自己の主張について審理を受ける権利を否定することになる。さらに、ここで指摘された裁判を受ける権利の内容を確認し補強するために、委員会は、米州人権制度の観点から人の権利及び義務に関する米州宣言（米州人権宣言）の第18条

という理由から、当該人物が入国禁止される移民であるとする全ての通告に対して訴えてはならない。また、裁判所はいかなるそのような宣言の根拠の妥当性も問うてはならない。」；

第36節(a)「本法律に基づく当該人物に関係して、決定が大統領により下される前後に、審理を受ける権利を有する者はない。」(b)「そのような決定により影響を受ける者で、その決定の根拠についていかなる情報も要求する権利を有する者はなく、かついかなる情報も全ての裁判所において開示されない。」

<sup>54</sup> *Ibid.*, para. 164.

[XVIII] を要約し、次のように示した。

全ての者は、法的権利の尊重を確保するために、裁判所へ訴えることができる。同じく全ての者は、いずれかの憲法上の基本権を侵害する当局の行為から彼又は彼女を裁判所が保護するための、簡易で速やかな手続を利用できる権利を有する<sup>55</sup>。

本件通報において、被害者は必ずしも裁判所の利用を妨げられてはいなかった。しかしながら、被告国の高等裁判所と控訴院が、大統領の決定を裁判所が審査することを認めていないボツワナ移民法第 11 節 6 項及び 36 節(a)を認める判断を下したことは、裁判所の管轄権を剥奪するものであるとした<sup>56</sup>。そのため、両裁判所が大統領命令を審理する裁判所の権限を否認したことは、救済措置を求めて被害者が利用できるいかなる手段をも排除したという見解を示した<sup>57</sup>。

また、被害者の審理を受ける権利は、公共の利益のために制限あるいは逸脱することができるのかという争点についても検討している。委員会は、その答えは「できない」とし、自己の主張について審理を受ける権利を含む公正な裁判を受ける権利は、いかなる状況においても（公共上の緊急事態の場合でさえも）逸脱しえない絶対的な権利であるとした<sup>58</sup>。そのうえで、政府は、合法的に領域内にいる市民又は外国人が国家の安全に脅威を与えると信じる理由があれば、その人物に対して裁判所に証拠を示すべきであり、それをしなければ単なる疑いに基づき抑留又は追放されるという濫用の可能性につながる、と指摘した<sup>59</sup>。

結果として、委員会は次のように考える。大統領決定の審査を禁止するボツワナ移民法第 11 節 6 項と 36 節(a)は、本件に関する全ての司法機関の権限を剥奪しているため、被害者から、自己の権利を保護するために司法機関による審理を受ける機会を奪っている。この種の法律規定は、憲章第 7 条 1 項(a)を侵害するだけでなく、第 26 条に基づき保障される司法の独立をも脅かす、と結論づけた<sup>60</sup>。

<sup>55</sup> *Ibid.*, para. 172. 第 18 条の原文は、「全ての者は、法的権利の尊重を確保するために、裁判所へ訴えることができる。同じく全ての者は、いずれかの憲法上の基本権を自己に不利に侵害する当局の行為から裁判所による保護のための、簡易で速やかな手続を利用可能とされなければならない。」と規定する。Alison Bisset (ed.), *Blackstone's International Human Rights Documents 13th* (Oxford University Press, 2023), p. 377.

<sup>56</sup> *Ibid.*, para. 173.

<sup>57</sup> *Ibid.*, para. 180.

<sup>58</sup> *Ibid.*, para. 176. この立場は、委員会によって「アフリカにおける公正な裁判及び法的支援への権利に関

(2)情報を受ける権利、表現の権利（第 9 条）<sup>61</sup>

原告は、情報を受ける権利と表現の権利を規定する憲章第 9 条の違反を主張した<sup>62</sup>。被害者が公表した論文において表明された論評、つまり「ボツワナにおける大統領継承：アフリカに模範はない」は、ボツワナ大学の政治学教授として職務の中で表明された意見であり、またこれらの論評は性質上学術的なもので民主社会における政府の任務に関係するとして、このような批評はこの分野における研究者としての職務の遂行に固有の側面である、と示した。さらに、被害者、裁判所及び本委員会へ根拠が全く示されていないことは、執られる措置について必要性和比例性を分析することを不可能にし、そのような干渉は法律の範囲内では正当化しえないという結論に必然的につながると断言した。

憲章の第 9 条は、「(1)全ての個人は、情報を受ける権利を有する。(2)全ての個人は、法律の範囲内において自己の意見を表明し、かつ広める権利を有する」と規定する。そのため、本規定に基づき保護される 2 つの権利、つまり情報及び表現の自由の権利が存在し、原告はこれら双方の権利侵害を訴えている<sup>63</sup>。こうした権利について国際社会の認識を確認し、委員会は次のように述べた。

表現の自由の一部を形成する情報に対する権利は、国際的及び地域的人権法において広く認められた権利である。世界人権宣言 (UDHR) 及び市民的及び政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) の第 19 条は、表現の自由を保護しており、そのため情報に対する権利が保護される。これら両文書では、表現の自由は、メディアによるいかなる種類の干渉又は制限なく、意見を持ち、情報及び考えを求め、受けたり伝えたりする自己の権利を含む、と定義される。同様のアプローチは、3 つの主要な地域的人権文書<sup>64</sup>に

する原則と指針」の中で繰り返し示されている。Principles and Guidelines on the Rights to Fair Trial and Legal Assistance in Africa (DOC/OS/(XXX) 247). at <https://archives.au.int/handle/123456789/2065> [最終閲覧日：2023 年 9 月 15 日]

<sup>59</sup> *Ibid.*, para. 178.

<sup>60</sup> *Ibid.*, para. 181.

<sup>61</sup> *Ibid.*, paras. 182-209.

<sup>62</sup> *Ibid.*, para. 182.

<sup>63</sup> *Ibid.*, para. 186.

<sup>64</sup> 欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章のことを指す（筆者による補足）。

より採用されている<sup>65</sup>。

このことを踏まえ、委員会は、表現の自由の権利内容に関して国際的なコンセンサスがあることを認めつつ、それには他者の権利又は名誉を保護するため、国家の安全、公的秩序、健康又は道徳のために表現の自由の権利を制限する必要があるとした。そして、表現の自由は絶対的な権利ではなく正当な理由に基づく制限を受けるが、そのような制限は必要でありかつ法律により明白に定められなければならないとする<sup>66</sup>。特に、憲章における権利及び自由の制限にとって唯一の正当な理由は、第 27 条 2 項に見出されることを指摘した<sup>67</sup>。

本件通報で、政府に関する批判的な学術論文を発表したことを理由に被害者を追放したこと、またその追放の理由を示さなかったことは、憲章第 9 条に違反するののかという争点について、委員会は、情報を受ける権利と意見を表明しかつ広める権利（表現の権利）の双方について検討している<sup>68</sup>。

#### (a) 情報を受ける権利

被告国は、情報を受ける権利に関して、ボツワナ移民法第 36 節(a)に基づき、裁判所や他のいかなる機関に対しても大統領の決定に関する情報や理由を開示しないことは、自国の国家安全を危険にさらさないために必要であると主張した。しかしながら、情報を受ける権利は、特にその情報が権利を擁護する際に公判 (a trial) に関係する場合、いかなる理由であっても差し止めることはできない。そのような情報を被害者から差し止めることは、訴訟手続を傷つけかつ被害者の権利を危険にさらすものであるため、理由だけでなく情報も被告人が弁護の準備を行うために必要である、と示した<sup>69</sup>。それに加えて、委員会は、全ての人に対して執られる行為の理由を知らされる権利は普遍的に承認されていることを確認する<sup>70</sup>。この権利は、公正な裁判の一部を形成しており、いかなる場合にもまたいかなる状況でも逸脱しえないものであるため、たとえ国民

の安全を脅かすような国家における緊急事態が存在するとしても、本件でいう追放の根拠を知らされる者の権利を差し止めるもしくは逸脱することはできないことを意味するとした<sup>71</sup>。

以上から、委員会は、憲章第 9 条 1 項の違反について次のような見解を示した。本件通報において、被害者は追放の理由に関する情報を拒絶され、さらに裁判所を通じて情報を得るための試みも無駄であったことを明らかにした。そのため、ボツワナ移民法第 36 節(a)は憲章第 9 条 1 項とは両立せず、本法律に基づく制限のために被害者が求めた情報を受け取れないことは、憲章第 9 条 1 項に基づく権利の侵害をもたらした<sup>72</sup>。

#### (b) 自己の意見を表明しかつ広める権利

他方、原告は、「ボツワナにおける大統領継承：アフリカに模範はない」という表題を付す被害者の学術論文が彼の追放の主たる理由である、と主張した<sup>73</sup>。これは、表現の自由一般、とりわけ政治的及び学問的自由に対する被害者の権利を侵害するものである。委員会は、表現の自由は基本的人権であり、個人の人格発展、国家の公共問題における政治意識及び政治参加にとって不可欠であると述べた。その際に、表現の自由の重要性を強調し、この権利の尊重及び保護に期待される寛容の程度を示した欧州人権裁判所の判例であるハンディサイド対イギリス事件判決を援用している<sup>74</sup>。

表現の自由は、そのような（民主的）社会の不可欠な基礎の 1 つ、つまりその進展及び全ての人間の発展のための基本的な活動条件の 1 つを構成する。それは、好意的に受け取られる、もしくは無害なもの又はどうしてもよいこととみなされる「情報」や「考え」に対してだけでなく、国家又は人々のあらゆる部門を怒らせ、衝撃を与え又は困惑させるものに対しても、当てはまる。このことは多元主義、寛容さ及び寛大さを求めるのであり、それがなければ「民主的社会」は存在しない<sup>75</sup>。

<sup>65</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, para. 187.

<sup>66</sup> *Ibid.*, para. 188. また、アフリカにおける表現の自由に関する原則宣言を参照。Declaration of Principles on Freedom of Expression in Africa (2002). at <http://hrlibrary.umn.edu/achpr/expressionfreedomdec.html> [最終閲覧日：2023 年 9 月 15 日]

<sup>67</sup> *Ibid.*, para. 190. 第 27 条 2 項「個人の権利及び自由は、他者の権利、集団の安全、道徳及び共通の利益を十分に考慮して行使しなければならない。」

<sup>68</sup> *Ibid.*, para. 191.

<sup>69</sup> *Ibid.*, para. 194.

<sup>70</sup> *Supra* note 58, Principles and Guidelines, C(b)(3) and R.

<sup>71</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, para. 195.

<sup>72</sup> *Ibid.*, para. 196.

<sup>73</sup> *Ibid.*, para. 197.

<sup>74</sup> *Ibid.*, para. 198.

<sup>75</sup> *Handyside v. the United Kingdom*; (5493/72) (7 December 1976) para 49. at <https://hudoc.echr.coe.int/conversion/pdf> [最終閲覧日：2023 年 9 月 15 日] ハンディサイド事件判決の概要については、江島晶子「18 評価の余地 表現の自由と道徳の保護（わいせつ物出版法による刑事訴追・押収）－ハンディサイド判決－」戸波江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例 I』（信山社、2008 年）144-149 頁を参照

これを踏まえて、表現の自由における寛容について次のように指摘している。政治的言論の場合また政府及び政府官僚に向けられる場合は、より高い寛容さが期待され要求される。この点について、欧州人権裁判所は、政治家は一般市民よりも強い国民の批判を受けるものと考えており<sup>76</sup>、委員会も同様に、アフリカにおける表現の自由に関する原則の中で「公人はより大きな批判に寛容であることが要求されなければならない」と示している<sup>77</sup>。

委員会の見解<sup>78</sup>では、被害者により公表された論文は、ボツワナの政治制度（特に大統領の継承）を批判する純粋に学術的なものであり、国家における不安定性、混乱やいかなる類の暴力も引き起こす可能性はなく、また中傷的で名誉を傷つける又は扇動的なものでもなかった。本論文において表明された意見や見解は、容認されうるものでありかつ容認されるべきものである。ボツワナ共和国のような開かれた民主社会では、反対意見は、たとえ国民ではない者（外国人）から示されるものであっても容認されなければならないとした。そして最後に、委員会は次のように結論づけた<sup>79</sup>。被害者の論文がどれほど被告国やその政府を脅威にさらすのかについて、被告国からはいかなる返答もない。本論文は国家安全の脅威をもたらしておらず、被告国による行為（国外追放）は不必要であり、民主社会の実行とりわけ国際人権規範及びアフリカ人権憲章とは両立しえない。国民ではない合法的な居住者を追放することは、職務上の範囲内では、憲章第9条2項の甚だしい違反である。

### (3)無差別の原則（第2条）<sup>80</sup>

原告は、被害者は被告国において政治体制とりわけ大統領の継承に批判的である政治的意見を持ち表明したという理由だけで追放された、と主張する<sup>81</sup>。憲章の第2条は「全ての個人は、人種、種族集団、皮膚の色、

性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的及び社会的出身、財産、出生又はその他の地位によるいかなる差別もなしに、この憲章において認められかつ保障された権利及び自由を享受する資格を有する」と規定する<sup>82</sup>。委員会は、無差別（差別禁止）の原則は国際人権法上の基本原則であり、全ての国際的及び地域的人権文書またほぼ全ての諸国の憲法が差別を禁止する規定を含んでいることを確認する<sup>83</sup>。そのうえで、差別の有無を立証する評価基準は十分に確立されてきており、無差別原則の違反は次のような場合に生じるとした。つまり、(a)等しい事案が異なる方法で取り扱われる、(b)取扱いにおける差異が客観的及び合理的な正当化の理由を有しない、(c)求められる目的と用いられる手段との間に比例性がない場合である。そして、これらの要件が提示されてきた背景として、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、人権委員会（自由権規約規約委員会）を含む国際的な人権監視機関を挙げている<sup>84</sup>。さらに、委員会は、アムネスティー・インターナショナル対ザンビア事件において、政治的見解に関する無差別原則にまで及ぶ憲章の保護を再確認した<sup>85</sup>。その中で、委員会は、憲章第2条は「政府に、アフリカ人権憲章において保護される権利を、政治的又はその他の意見に関わらずその管轄権内にいる全ての者に確保する義務」を課す、と示した<sup>86</sup>。

また、ボツワナ当局によって被害者が受けた処遇が差別的かどうかを判定するためには、上記に示した3つの評価基準について検討する必要があるとした<sup>87</sup>。それは、平等な取扱いだったのか、異なる取扱いは正当化できるものだったのか、取扱いにおける差異の目的は求められた目的と用いられる手段に比例するものだったのかについてである。これら3つの基準のうち1つでも遵守していない場合は、その取扱いは差別的なものとなる。委員会は、本件通報では、被害者は政府を批判する政治的見解を表明していなかったならば、

<sup>76</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, para. 199. See also *Lingens v. Austria*; (9815/82) (8 July 1986) para. 28. at <https://hudoc.echr.coe.int/conversion/pdf> [最終閲覧日：2023年9月15日] リンゲンス事件判決の概要については、上村都「64 政治的表現 価値判断に基づく名誉毀損と真実性の証明 -リンゲンス判決-」『前掲書』395-399頁を参照。

<sup>77</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, para. 199.

<sup>78</sup> *Ibid.*, para. 200.

<sup>79</sup> *Ibid.*, para. 201.

<sup>80</sup> *Ibid.*, paras. 217-226.

<sup>81</sup> *Ibid.*, para. 217.

<sup>82</sup> *Ibid.*, para. 218.

<sup>83</sup> *Ibid.*, para. 219.

<sup>84</sup> *Ibid.*, para. 220. ただし、自由権規約委員会が示した一般的意 18(1989年)の第13段落で、委員会は「そのような差別の基準が合理的かつ客観的であり、その目的が規約上正当な目的を達成するためである場合には、すべての待遇の差別が差別に該当するわけではない」ことを指摘する。General Comment 18, Non-Discrimination CCPR (1989), para. 13.

<sup>85</sup> *Ibid.*, para. 221.

<sup>86</sup> *Ibid.* Communication 212/98, *Amnesty International v. Zambia* (2000) AHRLR 325 (ACHPR 1999), para. 44. at [https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr\\_2000.pdf](https://www.chr.up.ac.za/images/publications/ahrlr/files/ahrlr_2000.pdf) [最終閲覧日：2023年9月15日]

<sup>87</sup> *Ibid.*, para. 223.

当該国から追放されなかったものと思われる述べ、被害者が追放された唯一の理由はボツワナの大統領継承に関して異なる政治的見解を持っていたからであると結論づけた<sup>88</sup>。つまり、被害者は政治的見解を理由に異なる取扱いを受けたというのが、委員会の見解である。

被告国にとって唯一正当化できる理由と考えられるのは「国家の安全 (national security)」であり、この点については委員会も同意する。しかし、被告国は、被害者の行為がどうやって国家安全の脅威となるのか、また彼の行為がどうやって脅威となる可能性があるのかについて提示しなかった。そのため、求められる目的が特定できずまた正当化できないので、用いられる手段に比例していないことを意味する<sup>89</sup>。結果として、本委員会は、被告国の行為は憲章第2条に基づく無差別の原則に違反した、と結論づけた<sup>90</sup>。

#### (4) 締約国の義務（第1条）<sup>91</sup>

憲章の第1条は、締約国に、憲章に掲げる権利、義務及び自由を認め、それを実現するために立法その他の措置をとることを要求する。被告国は、原告により主張された第1条違反に対して、憲章起草者は拘束力を有する文書であることを意図していなかったこと、また憲章規定はボツワナ議会で法案が成立するまでは国内法の一部を形成しないため、締約国にいかなる拘束的な義務も課さないことを示した<sup>92</sup>。委員会は、この点について、憲章はアフリカの53カ国<sup>93</sup>が署名し批准している法的に拘束力のある協定であるとして、国際法上の規則により規律されることを指摘し、条約に拘束されることに関する国家の同意はその行為により国際的に確定的なものとされると規定するウィーン条約法条約第2条1項(b)を援用した<sup>94</sup>。被告国は、1986年にこの憲章に批准しており、何らの留保も付していないため、憲章全ての規定を尊重し、保護しかつ実施する義務を負うと判断した<sup>95</sup>。

また、被告国は、ボツワナは二元論の国であるため、

憲章がボツワナでは法的拘束力を有しないことも主張しており、この点についても委員会は検討している<sup>96</sup>。まず、国家が一元論又は二元論を採用しているという事実は、条約上の義務を遵守しない理由として援用できないとしつつ、ボツワナは国際法が編入された場合にだけ国内法の一部とするコモン・ローの立場であることを確認した。しかしながら、コモン・ロー理論に関する今日の考えは、国際的な慣習法及び条約法の双方は、既存の国内法との抵触がない場合、たとえ立法が欠如していたとしても国内裁判所により適用されるというものである、と示した。その際に、委員会は、その根拠として国際人権規範の国内適用に関するバンガロール原則の原則7を援用している<sup>97</sup>。原則7は、次のように示している。

国内裁判所が、国家が負う国際的義務を考慮することは、司法過程及び確立された機能の適切な性質の範囲内である。-それらが、国内の憲法、立法又はコモン・ローから曖昧性又は不確実性を取り除く目的で、国内法に編入されたかどうかに関わりなく<sup>98</sup>。

さらに、国家が国際的義務を無効にするために国内法を援用できないのは、ウィーン条約法条約第27条に基づく国際法上の確立された原則であることを示した。最終的に、委員会は、憲章第1条が憲章に規定された権利を承認し、それらの権利を実施する措置を執るよう要求する一般的義務を全ての加盟国に課しているため、それら権利侵害の事実は第1条の違反に該当する、と結論づけた<sup>99</sup>。

#### (5) 委員会の最終決定

最後に、委員会は、本件通報で提示された全ての申立てについて、次のように決定を下した。以上に示した理由から、ボツワナは憲章の第1条、2条、7条1項(a)、12条4項及び18条1項と2項に違反した、と判断する<sup>100</sup>。その結果、被告国に対して、違反の結果

<sup>88</sup> *Ibid.*, para. 224.

<sup>89</sup> *Ibid.*, para. 225.

<sup>90</sup> *Ibid.*, para. 226.

<sup>91</sup> *Ibid.*, paras. 227-243.

<sup>92</sup> *Ibid.*, para. 228.

<sup>93</sup> 2023年時点では55カ国となっている。

<sup>94</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, para. 230.

<sup>95</sup> *Ibid.*, para. 232, 235.

<sup>96</sup> *Ibid.*, paras. 236-237.

<sup>97</sup> *Ibid.*, para. 238.

<sup>98</sup> Report of Judicial Colloquium on the Domestic Application of International Human Rights Norms, Bangalore, India, principle 7, Michael D. Kirby, "The Role of the Judge in Advancing Human Rights by Reference to

International Human Rights Norms," *Australian Law Journal*, Vol.62 (1988), pp. 531-532 [Appendix].

<sup>99</sup> Communication 313/05, *supra* note 30, para. 242. ただし、アフリカ人権委員会には、合憲性あるいは締約国の法律、行政行為又は司法判断の合憲性について判断を下す権限はなく、ボツワナ移民法の規定又は当局のいかなる行為についても合憲性を判断するつもりはないとした(para. 243)。

<sup>100</sup> *Ibid.*, para. 244. 第12条4項（追放からの自由）と第18条1項と2項（家族の権利）については、特に国際的及び地域的人権文書が援用されることなく違反が認定されており、本稿の主旨に照らして詳細は取り上げなかった。

として被害者が被った損害及び費用について適切な補償を与えることと、ボツワナ移民法第7節、11節6項、36節及びその実行が国際人権基準、特にアフリカ人権憲章に従うことを保障する措置をとる必要があることを勧告した<sup>101</sup>。

#### IV むすびに：評価と示唆 -多様性のある人権-

以上、本稿では、アフリカ人権憲章に基づくアフリカ人権委員会の機能(任務)、とりわけ準司法的機能について焦点をあて、アフリカの地域的人権保障制度の中で国際的及び地域的人権規範や実行がどのように取り込まれているのかを考察した。本稿の考察により明らかになったことについて、評価を加えつつ以下にまとめ、そこから得られる若干の示唆を示すこととする。

まず、アフリカ人権憲章は、憲章の解釈に関して、そもそも人権に関する国際的な規範や実行を広範に適用することを前提としていることが明らかとなった。委員会には、人及び人民の権利の促進的機能だけでなく、それらの権利を保護する任務(第45条2項)がある。こうした権利の保護的任務の中心となるのは、いわゆる個人通報制度(第55条：締約国による通報以外の通報)であり、その中で憲章を解釈する権限が委員会には与えられている(第45条3項)。第II章で示したように、とりわけ重要なのは、適用すべき規則として「人及び人民の権利に関する国際法、特に、人及び人民の権利に関する各種のアフリカの文書、国際連合憲章、アフリカ統一機構憲章、世界人権宣言、人及び人民の権利の分野において国際連合及びアフリカ諸国によって採択されたその他の文書、並びにこの憲章の当事国が加盟国である国際連合の専門機関において採択された各種の文書の規定から示唆を受ける」(第60条)こと、さらに法原則を決定するための補助手段について「アフリカ統一機構の加盟国によって明示的に認められた規則を定めるその他の一般的な又は特別の国際条約、人及び人民の権利に関する国際規範と両立するアフリカの慣行、法として一般的に認められた慣習、並びに法的先例及び学説も考慮に入れる」(第61条)ことを明示的に規定している点である。

とはいえ、憲章に明記された文言がどんなに立派なものであっても、委員会の実行において実際に適用されていなければ意味をなさない。そこで、第三章では、

個人通報事案であるグッド対ボツワナ事件を取り上げ、申し立てられた憲章違反に関して委員会が行った判断プロセスを検証した。結論から言えば、委員会は憲章違反の決定を導く判断プロセスの中で、極めて広範に国際的及び地域的な人権規範と実行を援用し、積極的に判断根拠として取り入れていることが明らかとなった。以下、委員会が実際に援用したものを列挙する。具体的には、憲章の第7条1項(a)について人の権利及び義務に関する米州宣言(米州人権宣言)の第18条[XVIII]を援用、第9条について世界人権宣言(UDHR)及び市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)の第19条、3つの主要な地域的人権文書(欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章)を指摘し、ハンディサイド対イギリス事件判決(欧州人権裁判所判例)を援用、第2条について欧州人権裁判所、米州人権裁判所、自由権規約委員会を含む国際的な人権監視機関を指摘、第1条について国際人権規範の国内適用に関するバンガロール原則の原則7を援用している。このことから言えることは、憲章において適用すべき原則を規定する第60条と第61条の内容を、委員会が文字通り実践しているということである。さらに言えば、今回取り上げた通報事案の被害者であるグッド氏は、オーストラリア国籍を有しておりボツワナ共和国の国民ではなかったが、委員会は被害者の権利を認める判断を下した。自国民と外国人とを区別することなく、あくまで個人の権利を保護するという普遍的な人権基準に立ったものであったと言える。

最後に、本稿の考察から得られる若干の示唆を述べたい。冒頭で示したように、本稿で提示した問題の背景にある意図は、人権の普遍性と地域的特殊性を対立させることなく、言い換えれば普遍的な人権を地域的に特殊な人権という観点から制限することなく、人権を保障する方法を探ることである。この点に関連して、ハナム(H. Hannum)は、人権規範が有している「柔軟性(flexibility)」に着目し、自身の見解を次のように示している。すなわち、「普遍性(universality)は、多様な社会、異なる政府機構や主権国家により構成される世界では、均一性(uniformity)と同一視されることはなく、同一視されるはずがないし、また同一視されるべきではない」<sup>102</sup>と。さらに、伝統的価値と人権とのバランスを取ることを試みる近年における国連

<sup>101</sup> *Ibid.*, para. 245.

<sup>102</sup> Hurst Hannum, *Rescuing Human Rights: A Radically Moderate Approach* (Cambridge University Press, 2019), p. 98. また欧州人権裁判所では、権利に関する柔軟な解釈は、条約上の諸権利の解釈について国家に認められる「評価の余地(margin of appreciation)」への言及

によってもたらされるという。*Ibid.*, p. 100. また、多文化主義という視点から欧州人権裁判所の判例を検討しているものとして、北村泰三「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる人権と多文化主義との相克」『世界法年報』第29号(2010年)、86-123頁を参照。

の研究成果を指摘している。この「人類の伝統的価値をより良く理解することにより人権及び基本的自由を促進することに関する人権理事会諮問委員会の研究」では、V章の結論及び勧告において、具体的に次のように示されている。

家庭、地域社会（コミュニティ）、社会及び教育機関は、人権教育や研修を通じて、世界人権宣言に要約される人類の普遍的価値を守り伝達する重要な役割を担っている。人権を支えまた支持する積極的な伝統的価値観は、草の根レベルでの受容性と実施を高めるうえで助けになるだろう。国家は、それら地域社会（コミュニティ）や社会、及び周縁化された者や社会的弱者の社会的及び文化的基盤に加味される伸長と価値の源泉として、地域社会や社会の内部に存在する文化的な多様性と多元主義を尊重すべきである。ただし、このことは、普遍的な人権と基本的自由のいかなる侵害も正当化すべきではない<sup>103</sup>。（傍点著者）

本稿の考察から、人権の普遍性と地域的特殊性というテーマについて単一の結論を導き出すことは容易ではない。しかし、今日多様性の重要性が多くの場面で指摘されている中で、アフリカ人権保障制度は、少なくとも人権分野において多様性を確保するための1つの方法を提示していると言えるのではないだろうか。

---

<sup>103</sup> *Ibid.*, p. 103. “Study of the Human Rights Council Advisory Committee on promoting human rights and fundamental freedoms through a better understanding of traditional values of humankind,” UN Doc. A/HRC/22/71

(2012), para. 78. at <https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/regular-sessions/seccion22/list-reports> [最終閲覧日：2023年9月15日]

# **An Approach on Application of International Human Rights Norms by the African Commission on Human and Peoples' Rights**

—Focusing on Communication 313/05, *Kenneth Good v. Botswana* (2010)—

Shuji TODA

*Department of Veterinary Associated Science, Faculty of Veterinary Medicine,  
Okayama University of Science,  
1-3 Ikoi-no-oka, Imabari-shi, Ehime 794-8555, Japan*

(Received September 15, 2023; accepted November 20, 2023)

This article examines the African Commission on Human and Peoples' Rights' approach in communications from the perspective of how international and regional human rights norms and practices are incorporated into the African system for the protection of human rights. The question underlying this theme is whether the regional specificities of the African Charter of Human and Peoples' Rights, which is the basis of the African human rights system, limit individual rights, which are the basis of universal human rights. In order to examine this point, the main focus of this article is to identify the quasi-judicial functions of the African Commission, and then specifically take up the communication (*Kenneth Good v. Botswana*(2010)) to identify how the Commission incorporates international and regional human rights norms and practices in its proceedings.

**Keywords:** African human rights system; African commission; African charter; communication; *Good v. Botswana*; implementation; regional specificities; diversity.